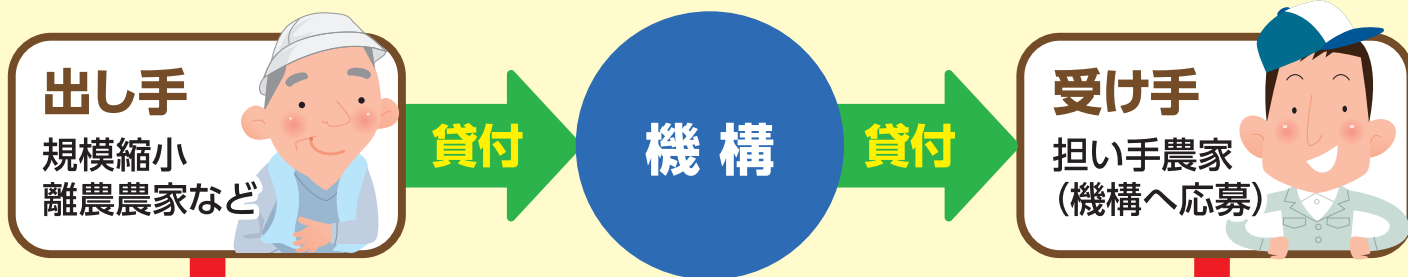


農地中間管理事業 の活用を!



農地中間管理事業とは?

県指定の農地中間管理機構が農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業



こんなメリットが!!

- ①一定の要件を満たした場合、「機構集積協力金」が受け取れます。
- ②全農地を機構に貸し付けた場合、一定期間、固定資産税が半減されます。

- ①借入農地の所有者が複数でも、賃料を機構にまとめて支払いできるので事務が簡素化されます。
- ②農地集約のための担い手同士の農地交換についても、機構が支援します。

特定農作業受委託契約からの切替を進めています!!

消費税軽減税率制度が導入されました。出し手への精算方法が複雑になりますので、農地中間管理事業を活用した、利用権設定（貸借契約）への切替をおすすめします。

※特定農作業受委託契約

経営所得安定対策の申請に当たって結ばれる基幹3作業の作業受託と委託販売の引き受けを行う契約で、農地の賃貸借契約ではありません。

お問い合わせ・相談先

各市町村の農政担当課・農業委員会

〔青森県農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）〕

☎017-773-3131

事業活用のポイント

事業を活用するためには

農地を貸したい方(出し手)、農地を借りたい方(受け手)とも申込が必要です。市町村の農政担当課に窓口を設けておりますので、ご利用ください。受け手は、機構のホームページに登録・公表されます。

借受者決定の考え方

農地の貸付先(受け手)を決定する際には、以下の点を総合的に判断して受け手を決定します。

- ①借受者の規模拡大または経営の効率化につながるのか
- ②既に効率的・安定的な農業経営を行っている者への支障がないのか
- ③新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指せるのか
- ④地域農業の健全な発展に配慮した公平・適正な調整なのか

※他の貸借制度や(特定)農作業受委託契約から切替する場合は、従来の貸付先を継続できます。また、りんご園地で、特定の貸付先(縁故関係者など)がある場合、その方を優先します。



機構集積協力金について

農地中間管理事業を活用した場合、以下の協力金が交付されます。

1 地域集積協力金(集積タイプ)

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積を図る場合に交付されます。

区分	機構の活用率		交付単価 (農作業受委託)
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

2 経営転換協力金

1つの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい等の理由で機構に農地を貸し付ける場合に交付されます。

	交付単価	上限額
2019~21年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
2022~23年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※2022年度以降は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ、交付対象となります。

※協力金の交付を受けるためには、各種の要件がありますので、窓口等でご確認ください。

○出し手・受け手とも賃料の0.5%の手数料がかかります。
手数料に対して消費税等を別途いただきます。